

## 仙台市農業委員会第 64 回総会議事録

○ 開催日時 令和 5 年 8 月 30 日（水曜日）午前 10 時 00 分から午前 10 時 45 分

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

○ 出席委員 17 人

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
		7 番 加藤 和江	8 番 菅野 則義
	9 番 菊地 郁夫	10 番 熊谷 幸夫	
	12 番 齋藤 清太	13 番 佐藤 千治	14 番 佐藤 とみ
	15 番 庄司 俊充	16 番 鈴木 通	17 番 高橋 勝彦
	18 番 松原 菊男	19 番 柴田 市郎	

○ 欠席委員 2 人 6 番 小野寺 潔 11 番 郷古 雅春

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 あっせん会の報告

5 議 案

(1) 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(2) 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(3) 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(4) 第 4 号議案 農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない非農地証明願の承認について

6 協 議

(1) 仙台市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選定委員会委員(案)について

7 報 告

(1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出

(2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出

(3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出

(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知

(5) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

(6) 売渡あっせん希望農地一覧表

(7) 令和 5 年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について

## 8 その他

### (1) 会長報告

### (2) 事務局からの連絡事項

#### ○ 農業委員会事務局職員

事務局長	庄司 泰久	事務課長	山本 幸子
振興係長	遠藤 勝広	農地係長	伊藤 秀宣
振興係技師	山下 由理	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

1 開 会	開 会 (午前 10 時 00 分)
司会：振興係長	それでは、ただ今から仙台市農業委員会第 64 回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －
司会：振興係長	ありがとうございました。 次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、佐々木会長、よろしく願いいたします。
議 長 (佐々木会長)	本日は、6 番 小野寺潔委員、11 番 郷古雅春委員、から欠席の届けがありました。19 人中 17 人出席ですので、会議は成立しております。
3 議事録署名 委員の指名	
議 長	次に、議事録署名委員については、19 番 柴田市郎委員、5 番 大里重市委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
議 長	議案に入ります。 第 1 号議案から第 4 号議案まで、調査委員会を第一調査委員会が担当し、8 月 23 日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から概要について口頭報告をいたします。 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。第 1 号議案について、大泉権吾第一調査委員会委員長から調査の結果を報告願います。

大泉第一調査  
委員会委員長

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、小野寺潔委員、菊地郁夫委員、庄司俊充委員と私（大泉委員長）の4名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、庄司善春推進委員、阿部忠弘推進委員、今野勇一推進委員、奥山壽推進委員が出席しました。今回の申請は、売買による規模拡大が2件、売買による農業承継が1件、贈与による規模拡大が3件、贈与による農業承継が3件、賃貸借による新規就農が3件の合計12件です。調査の結果報告は、番号1番から7番までを私（大泉権吾委員）から、番号8番から10番を菊地郁夫委員から、番号11番と12番を庄司俊充委員からします。番号8番から10番は口頭報告をします。

（書面報告）

（4番大泉権吾委員報告）

番号1番は、贈与により農業承継をするものです。妻と長男に持分各3分の1を贈与するものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機1台、田植機3台、収穫機1台を所有し、家族4人で371aの農地を耕作しています。8月4日に庄司善春農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、贈与により規模拡大をするものです。申請地は全て河川敷にある農地であり、事実上の耕作をしてきた親族に、贈与するものです。譲受人は現在、トラクター3台、耕うん機3台を所有し、1人で9aの農地を耕作しています。8月16日に太田功治農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、贈与により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、家族2人で69aの農地を耕作しています。8月16日に太田功治農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で169aの農地を耕作しています。8月14日に阿部忠弘農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のと

おり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、贈与により農業承継をするものです。譲受人は現在、耕うん機1台を所有し、家族2人で92aの農地を耕作しています。8月17日に二瓶均農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、贈与により農業承継をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で41aの農地を耕作しています。8月7日に今野勇一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号7番は、売買により農業承継をするものです。母から子へ持分2分の1を売り渡すものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で78aの農地を耕作しています。8月18日に松原菊男農業委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

菊地郁夫委員  
(9番)

番号8番から10番は、関連がありますので一括して報告します。賃貸借により新規就農をするものです。新規就農であることから、聞き取り調査を実施しております。譲受人は、いままで農地所有適格法人で耕作の業務に10年間従事してきた農業の経験を活かし、今回独立して農業をするものです。今後トラクター1台を購入し、1人で46aの農地にネギ、ブロッコリー、ピーマン、小松菜等を栽培する計画です。資金計画については、自己資金と青年等就農資金の融資、経営発展事業の補助金を活用する計画です。8月17日に今野勇一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(15番庄司俊充委員報告)

番号11番は、贈与により規模拡大をするものです。譲渡人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で123aの

農地を耕作しています。8月4日に奥山壽農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号12番は、売買により規模拡大をするものです。譲渡人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で384aの農地を耕作しています。8月11日に倉片誠喜農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、意見等がなければ採決します。

第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって第1号議案農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について、許可と決定いたします。

(午前10時08分)

議長

次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。

調査の結果を大泉委員長から報告願います。

大泉第一調査  
委員会委員長

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、菅野則義委員、加藤和江委員、佐藤千治委員、松原菊男委員の4名で行いました。今回の申請は、野球練習場に転用するものが1件、農業用施設に転用するものが1件の合計2件です。調査の結果報告は、加藤和江委員からします。番号1番は口頭報告をします。

加藤和江委員  
(7番)

番号1番は、野球練習場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その地の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後8年以上経過している区域です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがなく、小集団の生産性の低い農地であることから、第2

種農地と判断しました。申請は、畑 1,318 m<sup>2</sup>のうち 1,216 m<sup>2</sup>を転用し、野球練習場に 583.30 m<sup>2</sup>、通路・駐車場等に 632.70 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金ですが、現地はすでに整備済みであり、新たな費用が発生しないことを確認しております。なお、許可を得ないで既に野球練習場として使用していたことに対し、始末書が提出されております。また、仙台東土地改良区からは「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(7番加藤和江委員報告)

番号2番は、農業用施設に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域と農振農用地区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後8年以上経過している区域です。申請は、田 773 m<sup>2</sup>を転用し、農業用倉庫(農業用機械格納庫) 2棟に 256.79 m<sup>2</sup>、敷地内通路・駐車場等に 516.21 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額融資であり、金融機関の融資証明書が提出されております。農地区分は一部農用地区域であることから、令和5年7月10日付で農業用施設用地として農振の用途区分変更通知が出ております。また、仙台市岩切土地改良区からは「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議長

第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、意見等がなければ採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午前10時11分)

議 長

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。

調査の結果を大泉委員長から報告願います。

大泉第一調査  
委員会委員長

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、菅野則義委員、加藤和江委員、佐藤千治委員、松原菊男委員の4名で行いました。今回の申請は、太陽光発電パネル設置に転用するものが1件、駐車場に転用するものが1件、ドッグラン施設に転用するものが1件、資材置場に一時転用するものが2件の合計5件です。調査の結果報告は、番号1番と2番を菅野則義委員から、番号3番と4番を佐藤千治委員から、番号5番を松原菊男委員からします。番号3番は口頭報告をします。

(書面報告)

(番号8番菅野則義委員報告)

番号1番は、売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が田1,749㎡を転用し、太陽光発電パネル168枚(発電出力49.5kW)に433.44㎡、通路に1,315.56㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、賃借権の設定により、資材置場に一時転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、土木工事業者が、田1,157㎡のうち452㎡を一時転用し、資材置場に398㎡、工所用通路に54㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。一時転用の期間は、令和6年3月17日までです。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

佐藤千治委員

番号3番は、賃借権の設定により、駐車場に転用するものです。申請地は、市

(13 番)

街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、第 3 種農地に近接する区域の農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、運輸業者が田畑 2,022 m<sup>2</sup> (実測 2,535 m<sup>2</sup>) を転用し、雑種地を含む事業面積 5,715 m<sup>2</sup> を駐車場 (大型車両 37 台) に 1,480 m<sup>2</sup>、通路・転回場に 4,235 m<sup>2</sup> を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(13 番佐藤千治委員報告)

番号 4 番は、賃借権の設定により、資材置場に一時転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後 8 年以上経過している区域です。申請は土木工事業者が、近隣で実施する公共工事の資材置場として、田 2,056 m<sup>2</sup> のうち 660 m<sup>2</sup> を一時転用し、資材置場に 200 m<sup>2</sup>、仮設工事事務所等に 12 m<sup>2</sup>、通路・駐車場等に 448 m<sup>2</sup> を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、仙台市泉土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。なお、農振農用地区域であることから、農政企画課から農用地区域の一時転用について、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれが無い」旨の回答をいただいております。一時転用であることから農地転用の不許可の例外に該当します。一時転用の期間は、令和 6 年 3 月 29 日までです。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(18 番松原菊男委員報告)

番号 5 番は、売買により、ドッグラン施設に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、ソフトウェア開発事業等を行う法人が田 876 m<sup>2</sup> を転用し、原野を含む事業面積 987 m<sup>2</sup> をドッグランに 342 m<sup>2</sup>、店舗等に 91.91 m<sup>2</sup>、駐車場に 394 m<sup>2</sup>、通路等に 159.09 m<sup>2</sup> を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。以上

のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第3号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等  
はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。  
第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に  
係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午前10時15分)

議 長

次に、第4号議案 農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願の承認に  
ついて を上程します。

調査の結果を大泉委員長から報告願います。

大泉第一調査  
委員会委員長

第4号議案の調査結果について報告します。調査は、小野寺潔委員、菊地郁夫  
委員、庄司俊充委員と私（大泉権吾委員）の4名で行いました。今回の非農地証  
明願は、宅地が1件です。調査の結果報告は、庄司俊充委員から口頭報告します。

庄司俊充委員  
(15番)

番号1番について報告します。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域  
です。現況は宅地です。申請理由は、昭和29年に住宅を建築し、現在まで住宅の  
敷地として利用してきているものです。確認資料である、固定資産税課税証明書・  
現地写真・家屋登記簿謄本により、農地法施行後の人為的改廃で、この事実行為  
から既に20年以上経過しており、再び農地として利用される可能性がなく、また  
実情及び実体が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたものに該当し、承認  
相当と調査しました。

議 長

第4号議案の調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等  
はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。  
第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第4号議案農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願の承認については、承認と決定いたします。

(午前10時17分)

議 長

続きまして、協議に入ります。

(1)「仙台市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選定委員会委員(案)について」を事務局から説明願います。

事務局振興係長

— 説明 — (1)「仙台市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選定委員会委員(案)について」

議 長

ご意見等はありませんか。

(意見等なし)

議 長

意見等がなければ、(1)「仙台市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選定委員会委員(案)について」は、「意見無し」として承認といたします。

(午前10時24分)

議 長

続きまして、報告事項に入ります。はじめに農地関係から報告します。

(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(6)売渡あっせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括してお受けします。

事務局農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり4件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、2ページから4ページに記載のとおり12件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、5ページに記載のとおり2件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっており、事務局長専決により全件受理しております。(4)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、6ページに記載のとおり1件ありました。(5)相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、7ページから8ページに記載のとおり3件ありました。(6)売渡希望農地一覧表については、売渡し希望申出が1件、取り下

げが1件ありましたので一覧表を修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願ひ申し上げます。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(6)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問等がないようですので、次に、(7)「令和5年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について」を、事務局から報告願ひます。

事務局振興係  
山下

— 報告 — (7)「令和5年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について」

議 長

報告事項(7)について、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

(午前10時30分)

議 長

続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括してお受けします。

(1)会長等報告は、私(佐々木均会長)と嶺岸若夫会長職務代理者からいたします  
資料3をご覧ください。

会 長

(会長等報告) 3分

会長職務代理者

議 長

続きまして、(2)事務局からの連絡事項を、説明願ひます。

①～③

(2)事務局からの連絡事項について 3分

事務局振興係  
山下

①本庁舎整備(議会棟・低層棟等解体)に伴う市役所駐車場の変更について

②9月～10月の予定表

③他市町村農業委員会だより(広島市、盛岡市)

議 長

ご意見、ご質問等はございますか。

(質問、意見なし)

議 長

質問等がないようですので、その他について終了いたします。

他に何かありますか。

なければ、以上で議事の一切を終了いたします。

司会：振興係長

会長、ありがとうございました。それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理人からお願いします。

嶺岸会長職務  
代理人

以上をもちまして、仙台市農業委員会第 64 回総会を閉会します。

閉 会

(午前 10 時 45 分)